

福岡県公報

平成二十九年八月四日
第三千九百一十五号
増刊
①

目次

規則 (第三十号)

○退職年金等支給規則の一部を改正する規則

(総務事務厚生課) …………… 一

規則

退職年金等支給規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年八月四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三十号

退職年金等支給規則の一部を改正する規則

退職年金等支給規則 (昭和三十三年福岡県規則第十四号) の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、一月に支給する年金をその前年の十二月に支給する場合にはその月の二十一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。